

平成26年9月22日

受検者各位

白石市長 風 間 康 静
(公印省略)

平成26年度特定計量器定期検査について (通知)

秋冷の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年は2年に1度の特定計量器に定期検査の年になっており、別紙受検票のとおりに検査を実施しますので、必ず受検するようお願いいたします。

なお、当日は「定期検査受検票」と「計量器 (はかり)、分銅、おもり」及び「検査手数料 (現金)」をご持参ください。

記

○検査日程

月 日	検査受付時間	対 象 地 区	検査場所
10月6日 (月)	10:00~14:30	越河・斎川・大平・大鷹沢・白川 小原	白石市役所 正面駐車場 (車庫)
10月7日 (火)	10:00~14:30	福岡・白石 (南町・田町・本町・ 中町)	
10月8日 (水)	10:00~14:30	白石 (長町・亘理町・短ヶ町・ 新町・西益岡・中益岡・東益岡・ 清水小路・寿町・柳町・本郷第1 ・本郷第2・本郷第3・本郷第4 ・寿山・緑が丘・鷹巣・旭町・上 郡山第1・上郡山第2・郡山・小 下倉)	

※対象日時で都合が悪い場合は、上記で都合のいい日時に受検してください。

※一度だけ免除される、製造されて3年以内の計量器につきましても、「検査免除シールを」を貼りますのでご持参ください。

※廃業 (閉店) した場合ご連絡ください。

※期間中検査を受けられない場合は、他の市町村の受検会場又は宮城県計量検定所において受検することになりますのでご注意ください。

(問い合わせ先) 白石市商工観光課 後藤・中澤 電話：0224-22-1321
宮城県計量検定所 電話：022-247-1641

はかりの定期検査について

宮城県

項 目	内 容
はかりの定期検査	(1) 計量法に基づいて行われる検査で、取引・証明に使用する「はかり」を、知事が日時、場所を指定して行う検査ですから、必ず受検してください。 (2) 市町村の区域は、2年に1回の検査です。
検査を受けなければならない計量器 (取引、証明に使用するもの)	(1) 商店、会社、工場、病院、学校(教材用は除く。)等で使用するはかり (2) 農家で野菜、果実の庭先販売に使用するはかり (3) 行商などに使用するはかり (4) 宅配便で使用するはかり 等
定期検査を受ける必要の無いもの	(1) 浴場、旅館にある体重測定用の試しはかり (2) 飲食店の盛付、調理用に使用するはかり (3) 製パン業の生地取り用に使用するはかり (4) 郵便物試しはかり 等
定期検査が免除されるもの	(1) 適正計量管理事業所の指定を受けているはかり (2) 計量証明事業者が知事の登録を受けて使用するはかり等
定期検査を受けない場合の罰則	計量法第173条により、50万円以下の罰金に処せられます。
不合格になった計量器をそのまま使用した場合の罰則	計量法第172条により、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科となります。
その他	検査の合格、不合格の判定は、計量検定所職員及び計量士のみ行えます。不明な点は、市役所、町村役場の商工担当課、又は宮城県計量検定所に問い合わせください。 宮城県検定所 電話：022-247-1641 Fax：022-249-4372 住所：仙台市太白区長町7-22-23

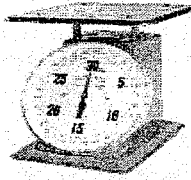
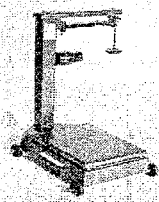


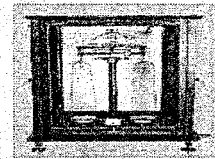

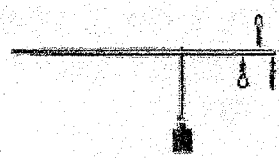

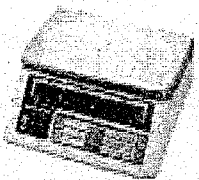
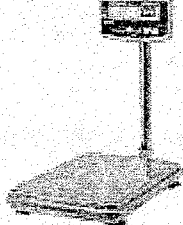

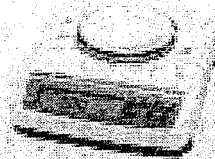


はかりの定期検査手数料について

様式 4

宮城県

H12. 4. 1改定

手数料は、下記のとおりです。検査当日に納入していただきます。

種 類	能 力	金 額
指示はかり  台手動はかり 	ひょう量100kg以下	500円
等比皿手動はかり  手動指示併用はかり 	" 250kg以下	900円
天秤  不等比皿手動はかり 	" 500kg以下	1,400円
棒はかり  指示はかり (直線目盛) 	—	250円
 電気抵抗線式はかり   誘電式はかり 電磁式はかり 	ひょう量100kg以下	1,400円
	" 250kg以下	1,800円
	" 500kg以下	2,200円
分銅(10mg以上) 	おもり 	1個につき 10円

注意事項 1 分銅又はおもりの料金

分銅又はおもりを使用するはかりについては、はかり自体の検査料金に分銅、おもりの個数分の料金が加算されます。

注意事項 2 精度の高いはかりの検査料金

最小の目量又は表記されている感量がひょう量の10,000分の1未満のものについては、本表に掲げる手数料の2倍の額となります。

定期検査受検特定計量器調査書(控)

氏名 又は 名称	塚本内科消化器科		
住所	白石市城南一丁目2-29		
TEL	0224-26-1026	受検番号	No. 48
特定計量器定期検査を 平成 26 年 10 月 7 日 午前 10 時 分から 午前 2 時 30 分まで 午後 午後 において実施しますので、お知らせします。			
種 類	性 能	計	
手 動 天 び ん	kg		
等 比 皿 手 動 は か り	kg		
不 等 比 皿 手 動 は か り	kg		
棒 は か り	kg		
手 動 指 示 併 用 は か り	50 kg	1	
台 手 動 は か り	kg		
指 示 は か り	kg		
〃	kg		
直 線 指 示 は か り	kg		
電 気 抵 抗 線 式 は か り	150 kg	1	
〃	kg		
電 磁 式 は か り	kg		
誘 電 式 は か り	kg		
分 銅			
お も り			
計		2	